

議 第 257 号

平成28年12月5日提出

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する」を「必要な事項を定める」に改める。

第2条第1項中「（県費負担教職員については、なお、市教育委員会とする。以下同じ。）」を削る。

第3条中「別に」を「、別に」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。